

地方独立行政法人府中市病院機構  
平成 27 年度 年度計画

## 目 次

- 第1 年度計画の期間
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 提供する医療の内容
  - 2 診療機能の確保
  - 3 地域医療連携の推進
  - 4 医師及び医療従事者の確保
  - 5 地域住民とともに守る病院づくり
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 組織・機構の整備
  - 2 職員教育体制の充実
  - 3 事務職員の育成
  - 4 働きやすい職場環境の整備
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 経営基盤の強化
  - 2 収益の確保及び費用の節減
- 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
  - 1 病院の建て替えへの対応
  - 2 医療機器などの更新
- 第6 予算、収支計画及び資金計画
  - 1 予算
  - 2 収支計画
  - 3 資金計画
- 第7 短期借入金の限度額
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
  - 1 料金
  - 2 料金の減免
- 第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項
  - 1 施設及び設備に関する計画
  - 2 人事に関する計画
  - 3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(2) 長期借入金償還債務

4 積立金の処分に関する計画

## 第1 年度計画の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 提供する医療の内容

#### (1) 高齢化に対応した医療

- ・地域住民の高齢化に対応した在宅医療に取り組みます。特に、府中北市民病院については、新改革プランを実行しながら、上下地域が地域医療のモデルになるよう取り組みます。
- ・地域住民の社会生活を「支える医療」に重心を置いた医療を提供します。今年度から広島県北部地域移動診療車協議会に参加し、医療機器を搭載した車両を患者の居宅近くまで巡回させ、住民の受療機会を確保するために、無医地区等への巡回診療事業を実施します。
- ・府中市民病院は、広島県の「へき地医療拠点病院」の指定を受けます。

#### (2) 予防医療

- ・市の保健事業と連携し、人間ドックや健康診査を行います。市民の健診受診率の向上に対応するため、病院健診の受け入れ者数の拡大を図ります。また、健診結果に応じた保健指導にも取り組みます。
- ・病気を予防し健康の維持・増進を図るための予防医療の提供に努めます。

#### (3) 救急医療への対応

- ・地域の医療機関と連携・補完し合いながら、急性期患者への速やかな対応を行います。
- ・救急医療に要する経費に対する市からの政策的医療負担金を有効に活用し、病院の体制を整えます。また、提供する救急医療の内容については、地域住民への情報発信を積極的に行います。

#### (4) 災害医療への協力

- ・災害発生時や感染症の流行時には、行政からの要請に基づき必要な医療を提供します。
- ・市が行う防災訓練等に積極的に協力します。

### 2 診療機能の確保

### (1) 診療科目の整備

- ・府中市民病院及び府中北市民病院の診療圏域において、地域の病院、診療所などと適切な役割分担を図ります。近隣病院との連携会議を活発化し、同時に府中地区医師会と協議しながら、医療連携の具体的な方向性を検討します。
- ・地域全体で、安定的で切れ目のない診療機能を確保し、地域にとって最も効果的な診療科目の整備に努めます。

#### 診療科

府中市民病院 (9科)	内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科
府中北市民病院 (9科)	内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科

### (2) 小児救急医療及び分娩の再開

- ・広域的な連携体制の中で、2病院が果たすべき役割を検討します。

## 3 地域医療連携の推進

### (1) 地域医療連携室の充実と「在宅支援システム」の試行

- ・地域の診療所や訪問看護ステーションと連携し、将来的な地域見守り体制の構築に取り組みます。府中地域保健・医療・福祉連携ネットワークの在宅医療情報共有システムにより、関係機関による情報共有をさらに推進します。
- ・高齢者が住み慣れた自宅で、できるだけ長く生活できるよう、市の「在宅支援システム」構想の実現にむけて、病院の地域医療連携室の充実を図ります。地域医療連携室は府中市と連携し、医療と介護の連携を図ります。新規事業として、府中北市民病院定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「ささえ」を開設し、地域の関係事業所と連携しながら上下地域における医療と介護の一体的なサービスを提供します。
- ・府中市と府中地区医師会及び地域の介護事業所と連携して、府中地域における地域包括ケアの体制づくりに取り組みます。

## 4 医師及び医療従事者の確保

### (1) 臨床研修体制の充実

- ・広島大学及び岡山大学の両医育機関の協力をいただきながら、府中地域の病院との連携による、病院群としての臨床研修体制の構築に努力します。
- ・府中市民病院は「へき地医療拠点病院」として、府中北市民病院とともに、へき地の医療従事者の研修機関となるよう努めます。

(2) 看護系大学などとの連携

- ・看護系大学など医療従事者を養成する教育機関との連携を図り、看護師及び医療技術者の確保に努めます。
- ・府中地域の高等学校及び中学校へ、看護学生に対する奨学金制度の情報提供などを行い、将来看護師を目指す人材育成に努めます。

5 地域住民とともに守る病院づくり

(1) 患者の利便性と院内環境の快適性の向上

- ・待ち時間の短縮、利便性など患者サービスの向上に努めます。
- ・快適な院内環境を提供するため、適切な施設管理や保全を図るとともに、患者のプライバシー保護に配慮した施設づくりに努めます。

(2) 医療安全対策の徹底

- ・院内感染防止策を確実に実施します。
- ・医療事故などに関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底します。

(3) 市民への積極的な情報提供

- ・病院運営に関して、地域住民に積極的な情報発信を行います。
- ・病院のホームページや広報紙等により、地域住民や患者に愛され、支えられ、そして選ばれる病院づくりに努めます。

指標	府中市病院機構
広報紙等発刊数（発行回数）	2回

(4) 電子カルテ導入による医療連携の推進

- ・府中市民病院の新病棟に導入する電子カルテシステムを最大限活用し、府中地区医師会在宅医療情報共有システムや広島県のHMネットの利用により、住民を地域で支えるための医療連携を図ります。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織・機構の整備

- ・病院事業の継続性、確実性を確保し、病院自身の経営企画機能を強化します。

- ・ 職員の業務遂行力の向上を図るため、限られた人材を適切なバランスで配置し、効果的・効率的な組織体制づくりに着手します。
- ・ すべての職員が病院の経営状況や課題を共有するなど、自主的に運営を行う組織風土の醸成を図ります。

## 2 職員教育体制の充実

- ・ 全職員への教育、キャリアアップを支援します。
- ・ 教育効果が各職員や組織内に定着し、活かされる仕組みづくりに取り組みます。

## 3 事務職員の育成

- ・ 医療保険制度や診療報酬制度など病院特有の医事、経理及び財務などに精通する事務職員を育成します。

## 4 働きやすい職場環境の整備

- ・ 職員が働きがいのある病院になるよう、個々人の努力が評価され、報われる人事給与制度の整備に努めます。

# 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 経営基盤の強化

不採算医療など政策的に必要な医療の経費については、市の財政支援を有効に活用し、経営基盤の安定を図ります。また、利用の低調な施設、設備については、経費の軽減を図るため、新たな活用策を検討します。府中北市民病院においては、現在未使用となっている4階病棟や医師住宅など、地域に必要な施設への転換を図ります。

経営基盤の強化を図ることで、地方独立行政法人として自立した経営基盤を確立し、中期目標期間の最終年度には、経常収支比率 100 パーセント以上の達成を目指します。2病院の診療圏域における役割を明確にし、それぞれの地域に必要な医療が提供できるよう、次期中期計画の策定に繋がる経営改善に取り組みます。

### 指標

項目	府中市病院機構	
	平成 26 年度 参考値	平成 27 年度 目標値

経常収支比率（経常収益／経常費用）（％）	97.6	100.3
医業収支比率（医業収益／医業費用）（％）	85.7	91.7
給与費比率（給与費／医業収益）（％）	74.8	69.8
医業収益（百万円）	2,980	3,149
入院収益（百万円）	1,644	1,763
外来収益（百万円）	1,141	1,185

※経常収支比率は、府中市からの繰出金を算入後の数値である。

※平成 26 年度参考値は、計画作成時の見込値である。

## 2 収益の確保及び費用の節減

- ・診療報酬制度の改定等に的確に対応するとともに、収益向上に有効な対策を講じます。
- ・柔軟な予算執行を行うとともに、日常業務の創意工夫に努めるなど、細やかなコストの節減に努めます。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

### 1 病院の建て替えへの対応

- ・新病院の建築工事は、今年の年末には完成の見込みであり、現在の病棟の取り壊しや外構工事が完了するフルオープンは、平成 28 年 10 月の予定です。新病院へは電子カルテやMRIなどの新規機器を導入するため、円滑な業務移行ができるよう万全な準備を進めます。新病院の運営が新たな地域医療の推進役に相応しい適切なものとなるよう、引き続き関係者との協議や意見集約を行います。
- ・病院事業における投資については、地域における医療資源を的確に把握したうえで、重複投資を避けるなど、その投資効果を十分検討し、将来の法人経営の支障とならないよう留意します。

### 2 医療機器などの更新

- ・医療機器の更新や施設の改修については、医療需要、費用対効果及び医療技術の進展などを考慮のうえ、中長期的かつ総合的な判断によって、計画的に実施します。
- ・本年度の投資的経費は、621,900 千円を上限目標額とします。

## 第6 予算、収支計画及び資金計画（平成 27 年度）



## 1 予算

(単位：百万円)

区分	合計
収入	
営業収益	3,441
医業収益	3,149
運営費負担金・交付金	281
補助金	11
営業外収益	33
運営費交付金	19
その他医業外収益	14
資本収入	622
長期借入金	622
その他資本収入	—
その他の収入	—
計	4,096
支出	
営業費用	3,257
医業費用	3,252
給与費	2,198
材料費	495
経費	559
一般管理費	5
営業外費用	31
資本支出	796
建設改良費	622
長期借入金返還金	174
その他の支出	—
計	4,084

## 2 収支計画

(単位：百万円)

区分	合計
収益の部	3,480
営業収益	3,446

医業収益	3,149
運営費負担金・交付金収益	281
資産見返物品受贈額戻入等	16
営業外収益	33
運営費交付金収益	19
その他医業外収益	14
支出の部	3,470
営業費用	3,439
医業費用	3,434
給与費	2,198
材料費	495
経費	560
減価償却費	174
研究研修費	7
一般管理費	5
営業外費用	31
臨時損失	—
純利益	10
目的積立金取崩額	—
総利益	10

### 3 資金計画

(単位：百万円)

区分	合計
資金収入	4,265
業務活動による収入	3,463
診療業務による収入	3,149
運営費負担金、交付金による収入	300
その他業務活動による収入	14
投資活動による収入	—
その他投資活動による収入	—
財務活動による収入	622
長期借入による収入	622
その他財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	180

資金支出	4,265
業務活動による支出	3,205
給与費支出	2,138
材料費支出	495
その他業務活動による支出	572
投資活動による支出	622
有形固定資産の取得による支出	622
その他投資活動による支出	—
財務活動による支出	174
長期借入金の返済による支出	32
移行前地方債償還債務の償還による支出	142
次年度への繰越金	264

## 第7 短期借入金の限度額

- ① 限度額 300 百万円
- ② 想定される短期借入金の発生事由
  - ・ 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
  - ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第9 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てます。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とします。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等により算定した額とします。
- (2) 前号の規定にない料金
  - ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による診療については、健

康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に定める点数に1点単価11円50銭の額を乗じて得た額とする。

イ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による診療については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定める点数に1点単価15円の額を乗じて得た額とする。

(3) 前2号以外のものについては、別に理事長が定める額

## 2 料金の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、料金の全部又は一部を減免することができます。

### 第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### 1 施設及び設備に関する計画（平成27年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	622	府中市長期借入金等

#### 2 人事に関する計画

##### (1) 適切な職員配置

- ・2病院の役割に応じた適切な職員配置を行います。
- ・法人内で人材を有効に活用することにより、統合・再編の効果が得られる人事管理を行います。

##### (2) 人事・給与制度の構築

- ・統合による一体感と相乗効果が得られ、職員が法人の目標と自分の役割を認識し、やりがいを持って働ける人事評価制度を検討します。
- ・人材を育成し職員の能力開発を行います。
- ・成果が適正に評価され、処遇に反映できる給与制度を構築します。

##### (3) 就労環境の整備

- ・職員の就労環境の向上を図ります。
- ・職員の生活様式に応じた、多様な働き方ができる勤務形態を検討します。
- ・女性医師の就業支援にむけて、短時間正職員制度の導入など、多様な勤務形態を検討します。

### 3 中期目標の期間を超える債務負担

#### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	平成 27 年度 償還額	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	142	0	1,338	1,338

#### (2) 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

	平成 27 年度 償還額	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	32	0	1,162	1,162

### 4 積立金の処分に関する計画

なし